

京極町通学路交通安全プログラム
— 通学路の安全確保に関する取組の方針 —

令和3年3月

京極町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年以降、全国の通学路において登下校中の児童生徒が死傷する事件・事故が相次いで発生していることから、小中学校の通学路において関係機関と連携した緊急合同点検を実施するとともに、必要な対策について協議してきたところです。

このような対策を引き続き行い、通学路の安全確保に向けて着実かつ効果的な取組にするよう、関係機関との連携体制を円滑に進めるため、「京極町通学路交通安全プログラム」を策定します。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいります。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関との連携を図るため、「京極町通学路安全推進会議」を設置し、(以下、「推進会議」という。)本プログラムを推進する体制を図ります。

- 北海道開発局小樽開発建設部倶知安開発事務所
- 後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所
- 倶知安警察署交通課
- 京極小学校
- 京極中学校
- 京極町 P T A 連合会
- 京極町役場建設課
- 京極町役場住民福祉課
- 京極町教育委員会

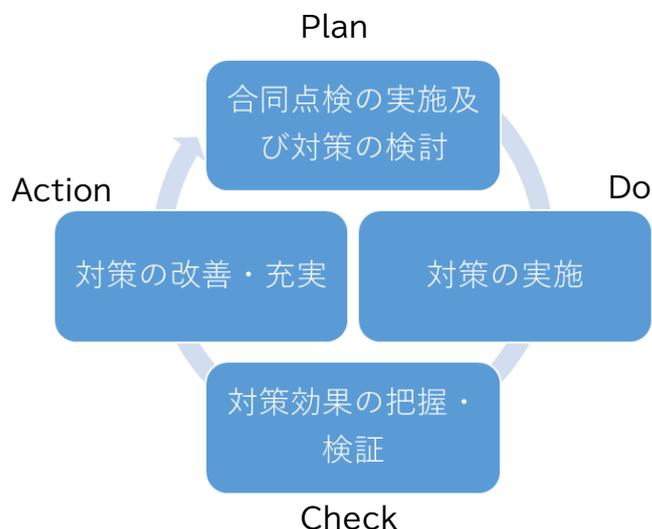
3 取組方針

(1)基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、各学校からの報告や合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握に努め、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組みを P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路安全確保のための P D C A サイクル〕



(2) 合同点検及び対策の検討

小中学校においては、通学路等の安全点検の実施及び危険個所の把握を行い、その箇所を教育委員会に報告します。

報告のあった箇所については、通学路安全推進会議の中で報告及び合同点検を実施します。

また、積雪期においては、各機関の情報や積雪状況を考慮し、その都度合同点検を実施します。

合同点検の結果において明らかになった対策必要箇所については、ハード面（歩道整備など）やソフト面（交通規制や交通安全教室等）に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係機関との連携を図ります。

(4) 対策効果の把握・検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているかなど、学校への聞き取りを実施し、対策効果の把握に努めます。

(5) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果は悪の結果を踏まえて、対策内容等の改善・充実に努めます。

4 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表について

点検結果及び対策内容については、関係者間で認識を共有するため、「通学路安全対策箇所一覧表」や「通学路安全対策箇所図」を作成し公表します。

〔別添資料〕

別添 1 通学路安全対策箇所一覧表

別添 2 通学路安全対策箇所図